

民事判例研究

民事法研究会

星野 豊

874

研究者間の論評と名誉毀損の成否

——社会的評価の低下がないとして名誉毀損が否定された事例

横浜地方裁判所平成一九年三月三〇日判決（平成一七年の九一四号・三三七五号、損害賠償請求本訴・同反訴事件、判例時報一九九三号九七頁）

本件は、研究者の学会報告について、他の研究者がインターネット上で行った論評に対し、報告した研究者が名誉毀損であると主張して訴訟を提起したことにつき、社会的評価が低下していないことを理由に名誉毀損の成立を否定した事案である。本稿では、研究活動に対する論評における名誉毀損の成否について論ずるほか、本件で行われたインターネット上の論評の特徴と問題点についても、若干検討を加えてみたい。

《事 実》

原告Xは、訴外国立A大学の教授であり、平成一三年度から同一五年度にかけて、化学物質の環境リスクに関する文部科学省特定領域研究班の代表を務めていた。被告Yは、訴外国立B大学、訴外国立C大学教授を経て、本件当時、訴外独立行政法人D研究所化学物質リスク管理研究センター長を務めていた。Yは、平成一〇年九月に、Yの氏名を冠した「Y」のホームページ（以下、「本件ホームページ」という）を開設して運営しており、平成一七年三月当時における本件ホームページ

へのアクセス数は、累計八〇万人を超えていた。

Yは、平成一六年二月一五日から一七日まで開催された環境省主催の「第七回内分泌攪乱化学物質問題に関する国際シンポジウム」（以下、「本件シンポジウム」という）の第六セッション「リスクコミュニケーション」の座長を務めた。Xは、同セッションにパネリストとして参加し、新聞記事などをスライドで示して、意見発表を行った。

Yは、本件シンポジウムの終了後である同年二月二四日、本件ホームページ上に、「雑感286—2004.12.24—『環境省のシンポジウムを終わって—

リスクコミュニケーションにおける研究者の役割と責任—」と題する記事（以下「本件記事」という）を掲載し、「最初の情報発信に気をつけよう」という小見出しの下、Xの氏名や所属大学・研究科名を挙げつつ、次のような記載を行った。

①「パネリストの一人として参加していた、〔A〕大学〔E〕研究科教授の〔X〕さんが、新聞記事のスライドを見せて、『次はナノです』と言ったのには驚いた。要するに環境ホルモンは終わった、今度はナノ粒子の有害性を問題にしようという意味である。」（以下、「本件記載①」という）

②「スライドに出た記事が、何新聞の記事かは分からなかったし、見出しも、よく分からなかった（私の後ろにスクリーンがあり）ナノ粒子の有害性のような記事だったが、詳しくは分からなかった（読みとれなかった）。」「その論文だと思ったのだが、帰宅して新聞記事検索をかけると、New York Timesなどには出てくるが、日本的一般紙には出ていない。したがって、別の論文の紹介のようである。その内容がどういふものかは分からないのだが、いずれにしろ、こういう研究結果を伝える時に、この原論文の問題点に触れてほしい。」「学者が、他の人

に伝える時、新聞の記事そのままではおかしい。新聞にこう書いてあるが、自分はこう思うとか、新聞の通りだと思ふとか、そういう情報発信こそすべきではないか。情報の第一報は大きな影響を与える、専門家や学者は、その際、新聞やTVの記事ではなく、自分で読んで伝えてほしい。でなければ、専門家でない。」(以下、「本件記載②」といい、本件記載①と併せて、「本件各記載」という)

Xは、翌平成一七年一月一七日頃、知人から聞いて本件記事を読み、本件記事には事実と異なった記載があり、名誉を毀損されたと感じたため、Yに対し抗議のメールを送った。これに対しYは、同年一月二〇日付けで、本件ホームページ上に「謝罪」との表題で、本件記事に対する抗議を受けたこと、これには自らに非があると考えており、再度検討して自分の考えを発表するつもりであることを記載して、本件記事を削除すると共に、Xに対して、後日落ち着いてから再び返事をする旨をメールで伝えた。一方、Xは、本件ホームページ上には、本件記事を削除した理由や詳しい経緯について記載されていなかったため、未だ名誉回復はされていないと考え、Yからの応答を待つことにした。

その後、Xは、同年三月一五日、Y

からメールを受け取ったが、その内容は、Xが示した新聞記事が手に入らないためファックスしてほしいというものであったため、YがXの名誉回復措置を採るつもりはないものと考え、同年一月六日、本件訴訟を提起した。

本件は以上の経緯により、XがYに対し、本件各記載により名誉を毀損されたと主張して、不法行為に基づく慰謝料及び弁護士費用計三三〇万円の支払を求めると共に、本件ホームページ等への謝罪文の掲載を求めたものである(本訴)。これに対してYは、本件各記載は名誉毀損に当たらないとしてXの請求を全面的に争うと共に、Xによる訴訟提起は不当訴訟に当たるとして、慰謝料及び弁護士費用計三三〇万円の支払を求めた(反訴)。

《判旨》

本訴、反訴とも請求棄却(確定)

一 「ある特定の記事中の記載が、人の社会的評価を低下させ、名誉毀損となるかについては、当該記載の文言だけではなく、表現方法並びに記事全体の構成、内容、趣旨及び目的等を総合的に検討した上で、一般の読者の普通の注意と読み方を基準として判断すべきである。」

二 本件ホームページの性格、本件

記事の構成、本件記事におけるYの前提的認識や基本的主張の内容から認められる本件記事の趣旨及び目的からすれば、「一般の読者は、本件記事を、リスクコミュニケーションにおける研究者の役割と責任についてY個人の意見を発表したものとして受け止めると認められるから、本件記事中にXに対して否定的評価を加える記載部分が含まれていたとしても、これが直ちにXの社会的評価を低下せせるとすることはできない。」

本件記載①は、「Xが環境ホルモン問題は終わったと考えてナノ粒子に関心を移し、新聞記事を示して、『次はナノです』という趣旨の発言をしたという印象を読者に与えるものであるということができるけれども、それ以上に、Xが環境ホルモン騒動の責任を取らないままに、新たな危険情報を発信しているという印象や、Xが研究対象を次々と変更する学者であるかのような印象を与えるものではない。」「また、一般的に言って、このような印象は、Xに対する否定的評価を含むものではないから、本件記載①が直ちにXの社会的評価に影響を及ぼすものでもない。」

本件記載②は、Xの本件シンポジウムにおけるプレゼンテーションの仕方が学者として不適切であったという印

象を与え、「学者が、他の人に伝える時、新聞の記事そのままではおかしい。」との記述が続くことからすれば、「一般の読者がXについて否定的な印象を受けることは否定できない。」しかし、本件記事の趣旨及び目的に照らせば、「Xに関する記述部分は、Yが自己の見解に基づき、リスクコミュニケーションの問題がある一事例として挙げたにとどまるものとみることができ」、「また、Xが本件シンポジウムにおいて発表する際に、原論文を読んだ上で自分の意見を加えなかったということ自体は、必ずしもXの社会的評価を低下させるものではなく、」かつ、「本件記載②が批判の対象としているのは、あくまで本件シンポジウムにおける特定のプレゼンテーションの在り方であり、Xの研究者としての資質を批判するものではなく(なお、同記載中には、「でなければ、専門家でない。」という断定的な表現が用いられていて措辞穏当とはいえないが、……あくまで学者の発表方法についての一般論として記載されたと認めるのが相当であり、……)Xが新聞記事を鵜呑みにしたという印象までも与えるということではできない。」

「以上のとおり、本件各記載によつて、Xの研究者としての社会的評価は低下しないか、仮に低下したとして

も、その程度は軽微なものであり、名誉毀損を構成するには至っておらず、……名誉毀損による不法行為は成立しない」。

三 「Xは、環境ホルモン問題には未解明な問題が多く、引き続き研究を続けていく必要性が高いと考えていたこと、本件シンポジウムにおいて、……環境ホルモン問題は終わったという趣旨の発言はしていないことがそれぞれ認められる」が、本件記載①は、「Xが環境ホルモン問題は終わったと考えてナノ粒子に関心を移したという印象を与えるものであり、Xが実際に「考えていたことに反する内容となっている」。また、本件記載②は、「多少なりともXについての否定的な印象を与えるものであるから、本件各記載によって名誉を毀損されたというXの主張には相当の理由があり、Xによる本件訴訟提起が「裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものであったとまでいうことはできない。」

《研究》

一 本判決は、インターネットを通じて社会一般に発信された研究者による他の研究者に対する論評について、発信された記事の趣旨、目的、及び具体的内容から、かかる記事は社会的評

価をほとんど低下させないものと判示し、名誉毀損の成立を否定した事案である。また、本件において問題とされたYのXに対する論評が、インターネット上の情報発信として行われたことから、インターネット上における議論のあり方についての一事例としても、本件を理解する可能性があるように思われる。本稿では、まず法律論としての名誉毀損の成否という観点から本判決を分析することによって、研究者間の論評のあり方について考えるとともに(二)、インターネット上の議論としての本件の特徴についても、若干検討を加えることとしたい(三)。

二 本判決の一つの特徴は、本件記事が名誉毀損に当たるとのXの主張に対して、本件記事によってXの研究者としての社会的評価は低下していないか、仮に低下したとしても軽微なものである、と判示して、それ以上の判断に踏み込むことなく、Xの本訴請求を棄却した点にある(判旨一)。

従来の公表裁判例で、名誉毀損を主張した原告の社会的評価が低下していないとの理由で請求が棄却された事例としては、企業の上場手法に関する雑誌記事中に、上場の実例として名称を特定された企業が、上場に関して問題がありうることを示唆されたと主張し

たことを否定した、東京地判平成一六年八月二四日(判時一八七一号九〇頁)が見受けられる程度であり、圧倒的多数の名誉毀損訴訟においては、社会的評価を低下させる行為があったことが認められた後、その行為に違法性があるか否か、具体的には、当該行為が公共の利害に関する事実に係り、当該行為の目的が専ら公益を図るために行われたものであって、かつ、当該行為によって摘示された事実が真実であるか、若しくは真実であると信ずるにつき相当の理由があった否か、が主要な争点として当事者間で争われ、かつ、判断の対象とされていることは、周知のとおりであると思われる。もっとも、公表されていない裁判例の存在可能性をも考慮するならば、社会的評価が低下していないことを理由とする裁判例が皆無ということは想定しにくく、かつ、どのような行動までは社会的評価を低下させないか、という方向からの判断基準を明らかにすることは、どのような行動が社会的評価を低下させたか判断されるのかという方向での検討と別に必要となるものであるから、本件の事例的意義は、それなりに大きいものと考えられる。

本件の事実関係を見る限り、本件記事でYが行った言論は、専らXの研究動向に対するYの個人的見解と、学会

や公開講座等における意見発表や講義に際しての資料の引用方法等の発表技術に関するものであり、これらの言論はいわゆる研究上の論争として、むしろ一般の言論に比べて自由に行われることによって、学問の全体的な発展につながることで期待されていると言えらるから、Xの地位や人格を直接否定するような表現が含まれているのではない限り、本件記事の記述を以てXの社会的評価が低下したと判断することはできないように思われる。

ただ、本件記事には、例えば本件記載①中の「要するに環境ホルモンは終わった、今度はナノ粒子の有害性を問題にしようという意味である。」のように、Xの言動の引用なのかYの解釈なのかが一見して明らかとは言えない表現が含まれているほか、本件記載②中の「でなければ、専門家でない。」という表現については、Xのことを指しているのか研究者としての一般的なあり方を問題としているのかが文脈上必ずしも明らかとは言えないとの評価もできなくはないから、Xが本件記事を読んで自己に対する否定的言論であると感じたとしても、無理からぬものがあるように思われる。その意味で、本件記事によってXの社会的評価が低下したとは言えないとの判示の一方で(判旨二)、Xが本件訴訟を提起したこ

とは不当訴訟に当たらない(判旨三)とした本判決は、名誉毀損の成否については一般的な読者の読み方を想定し(判旨一)、訴訟提起が濫訴に当たるか否かについては当事者の主観を重視したものであり、その判断基準の使い分けは、妥当であると思われる。

三 前述のとおり、本件記事は、Yの作成した本件ホームページ上で発表されたものである。また、Yは、本件訴訟が提起された後、判決に到るまでの間、本件ホームページに本件訴訟に関する自己の意見を断続的に公表していた。さらに、Yは、平成一八年一月一六日に、「皆さんの力を貸してください」との記事を本件ホームページに記載して、本件に関する意見書を募った。これに対して、郵送、電子メール等による本件ホームページ読者による意見書が一四〇件余り寄せられ、Yにより証拠として裁判所に提出されている(乙八号証と乙一〇号証)。これらのことから、いわゆるインターネット上の言論のあり方に関する一事例として本判決を捉えることも有益であるように思われるため、以下では、インターネット上の言論の特徴についても、若干検討を加えてみたい。

インターネット上の論評の特徴は、他人からの制約や介入なしに、自己の

意見を、相手方のみならず、広く第三者に対して発信可能な点にあると思われる。従来は、相手方に直接自己の見解を伝えたとしても、同時に第三者に對してもその意見が公開されることは稀であり、また、自己の意見を第三者に對して公表できる媒体が極めて限定され、公表前に編集者等が内容の検証を行うことから、「一般人」であると「専門家」であるとを問わず、いわば「選別された見解」のみが、第三者の目に触れるに過ぎなかったと言える。これに對し、インターネット上の論評は、公表に際して第三者からの制限や介入が基本的になく、かつ、一旦公表された見解は、当該見解が削除された後も広く流布する可能性が高い。このため、名誉毀損の成否が争われる事件が増加する可能性はもとより、その救済方法に関しても、改めて議論する必要があるように思われる。

本判決は、本件記事がインターネット上の論評であることについて、特に言及せずに判断を行っているが、本件記事がXの社会的評価を低下させるものでないと考えられることからすれば、媒体の特性に触れなかったことは、当然であると思われる。ただ、本件ホームページを含むインターネット上の論評が、学会等の特定の集団のみならず、広く社会一般に公開されてい

ることは、本件記事の内容に對する「一般的な読者」を想定することに関して、理論上影響しうるものであり、今後の議論のさらなる発展が望まれるところである。

(1) 本件に對する評釈は今のところ見当たらないが、本件についてYを支援することを目的として設立されたウェブサイトがある。「環境ホルモン濫訴事件…中西応援団の記録」(<http://www.ifo.org/kankyohomome/index.html>)

(2) ちなみに、前掲東京地判平成一六年では、原告会社が社会的評価の低下を示す証拠として独自に実施したアンケート調査に對する証拠評価が判示中になされており、社会的評価が低下したか否かの立証と判断基準について、かなり複雑な問題があることを窺わせるものとなっている。

(3) この意味で、本件記事中にXの氏名等が特定されていたことがやや問題となりうるが、Xの言動の引用について意図的な改変や重大な誤りがあったのでない限り、氏名の特定自体が名誉毀損を構成することはないものと考えられる。なお、日本の研究者の口頭発表技術が必ずしも優れていないことについては、評釈者も自身のことを深く反省する次第である。

(4) 本件ホームページ中の雑感397、398。本件訴訟中、Xは、これらのYによる本件ホームページ上の記載を例示してYの名誉毀損の常習性等を主張したが(原告準備書面(2))、Yは、本件各記載以外の本件ホームページ上の記載は本件訴訟の對象とならないとして主張の撤回要求を出し(被告準備書面(2))、その後、Xが主張を展開しなかったため、本判決が名誉毀損の成

否を判断しているのは、本件各記載についてのみとなっている。

(5) 星野豊「インターネット上の論評による名誉毀損の成否」日本知財学会第六回年次学術研究発表会、同講演要旨集一六八頁(二〇〇八年)参照。

(6) もっとも、インターネット上の論評が名誉毀損を構成するか否かの法律上の判断基準については、多方面からの検討が必要である。例えば、多方面からの検討の情報収集を事前に行うべきであると考えられるのは、個々の発信者が利用可能な情報収集手段が区々であることと相俟ち、大いに議論となるであろう。個人の自由な見解の表明の機会をできる限り確保することが健全な社会の発展のために必要であるとの立場からすれば、インターネット上の個人の論評に對して、報道機関と同様の情報収集を行うべきことを要求することは酷であるとの見解が成り立ちうるし、第三者からの検討を控えずに広く発信されるインターネット上の論評の性格と当該論評の及ぼす実質的な影響とを重視するならば、発信者が個人であっても相当の情報収集を要求することが、安易な論評による名誉毀損の発生を防ぐこととなる。この見解にも説得力があるように思われる。現在、インターネット上の論評が名誉毀損罪に当たるか否かが争われている刑事事件として、東京地判平成二〇年二月二十九日(判時二〇〇九号一五一頁)、その控訴審である東京高判平成二一年一月三〇日(平成二〇年(三)一〇六七号)判例集未登載がある。

(ほしの・ゆたか 筑波大学准教授)

